

学力に関する証明書を通して教職事務を理解する  
幼小の学力に関する証明書をもとに

有馬 美耶子

白百合女子大学

所在地:東京都調布市

大学経営推進室

室長代理



元外資系IT企業

システムエンジニア

## 証明書（学力に関する証明書）作成業務とは？

### 教職課程事務における証明書作成業務

- ①履修指導
- ②既修得単位の認定
- ③介護等体験に関わる事務
- ④教育実習に関わる事務
- ⑤**証明書作成**
- ⑥大学一括申請事務(個人申請含む)

修得単位の知識

- ⑦変更届
- ⑧課程認定申請
- ⑨再課程認定申請
- ⑩自己点検

課程認定の知識  
(教職課程開設の知識)

## 教職課程事務における証明書作成業務

- ①履修指導
- ②既修得単位の認定
- ③介護等体験に関わる事務
- ④教育実習に関わる事務
- ⑤証明書作成

滞りなく免許を申請できるように  
するという気持ちで各業務を取扱  
うとミスが減少する

⑥大学一括申請事務(個人申請含む)

①～⑤の業務は、最終的に免許を取らせるためにやっている！

## 教職課程事務における証明書作成業務

教職課程事務において「証明書作成業務」とは  
「学力に関する証明書」を作成することです。  
免許法上、虚偽の証明書を発行した場合には罰則が  
規定（免許法第21条第1項第2号）されているので、  
注意が必要です。  
特に、昨今では教職関係の法令改正が頻発しており、  
「学力に関する証明書」の様式修正作業の負担が  
増大しています。

**過去ミスを被る必然性も増大する！**

## 教職課程事務における証明書作成業務

**過去ミスを被る必然性も増大する！**

事例：失効再授与における「学力に関する証明書」  
ミス

※現行、失効再授与において「学力に関する証明書」を求める都道府県教育委員会は減少しているため、同様の事故はあまり聞かない。

## 証明書作成業務の歴史

Q1 「学力に関する証明書」いつからあるの？

**A1 法律制定時（1949年）からあります。  
【免許法第7条第1項】**

ただし、2009年度より前は「単位修得証明書」という名称が一般的。

2008年の免許法施行規則改正に伴い、教員免許取得用の単位修得証明書の様式（学力に関する証明書）が文科省から示されたことにより一般化した。

## 証明書作成業務の歴史

**Q2** 学力に関する証明書の様式が関西と関東で違うって本当？

**A2** 以前は関西方面は「授業科目名称」を記載し  
関東方面は記載しないことが多かったようです

2019年度より前（旧法）までは、東京都教育委員会では個人申請用に独自の申請様式（授業科目名称なし）があり、それにならった東京方面の大学が多かったためではないかと推測される。

## 証明書作成

「学力に関する証明書」作成手順

依頼者が提出した**発行申請書**から「適用免許法」「希望する免許状の校種と教科の種類」「所属していた学部・学科」を確認し、自大学の**「学力に関する証明書」の様式**を選ぶ

発行履歴を確認する（ある場合は確認資料とする）

学業成績表、在学時の履修要覧、**読替表**を参考に作成する

証明書担当同士でダブルチェック

## 幼小の「学力に関する証明書」

### 本学の発行の傾向

- 1、卒業後、大分間が空いての発行は中高免と比べて少ない。
- 2、初等教職課程を持たない学科の卒業生から証明書を求められることが割とある。  
(課程認定申請前の同学科卒業生も含む)

## 幼小の「学力に関する証明書」の注意点

- 1、依頼者が提出した**発行申請書**から「適用免許法」「希望する免許状の校種と教科の種類」「所属していた学部・学科」を確認し、自大学の**「学力に関する証明書」の様式**を選ぶ

### 注意

幼稚園教諭免許状の「学力に関する証明書」作成の場合で施行規則附則第7項適用をしていた大学は、適用免許法だけではなく、ここも注意が必要。

## 幼小の「学力に関する証明書」の注意点

### 教育職員免許法施行規則附則第7項

この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程（旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。）については、平成三十四年度までに入学し引き続き在学する学生に対し、この省令による改正にかかわらず、領域に関する専門的事項に関する科目の履修について、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する専門的事項に関する科目のうち、一以上の科目について修得させることにより、第二条第一項の表備考第一号に規定する科目のうち一以上の科目を修得させたものとみなすことができる。

## 証明書作成まとめ

### 証明書作成の「三種の神器」の整備が鍵！

#### 発行申請書

依頼者に証明書発行にあたり必要事項を記載してもらう用紙作成上過不足なく必要な事項が網羅されているか確認する。

#### 学力に関する証明書の様式

文部科学省のWEBサイトにある様式の作成例を参考に自大学の様式に落とし込む。発行依頼がなくとも様式の変更がある場合は、その度に更新する。

#### 読替表

自大学のカリキュラム変更時に必ず作成する。